

<p>26 特例条例別表第4第29の2 項に規定する富山県ふぐの取 扱いに関する条例（平成22年 富山県条例第18号。以下この 項において「条例」という。） 及び条例の施行に関する規則 に基づく事務のうち、施行規 則で定めるもの</p>	<p>(1) 条例第4条第1項の規定による免許の申請 の受理及び県への送付 (2) 条例第6条第1項の規定によるふぐ処理師 免許証（以下この項において「免許証」とい う。）の交付に係る経由事務 (3) 条例第6条第2項の規定による免許証の書 換え交付の申請の受理及び県への送付並びに 免許証の書換え交付に係る経由事務 (4) 条例第6条第3項又は第4項の規定による 免許証の再交付の申請の受理及び県への送付 並びに免許証の再交付に係る経由事務 (5) 条例第6条第5項又は第10条第3項の規定 による免許証の返納の受理及び県への送付 (6) 条例第7条の規定による届出の受理及び県 への送付 (7) 富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則 （平成22年富山県規則第35号）第11条に規定 するふぐ処理師講習会受講申込書の受理及び 県への送付</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（ワンチームとやま推進室）